

令和元年5月28日  
13時30分～16時(予定)  
分庁舎4階A・B会議室

令和元年度 第1回杉並区障害者地域自立支援協議会 次第

- 1 開会
- 2 障害者施策課長挨拶
- 3 委員自己紹介及び幹事紹介
- 4 会長及び副会長の指名
- 5 会長挨拶
- 6 報告及び検討

① 杉並区地域自立支援協議会について

② シンポジウムについて

～～～ 休憩 10分 ～～～

③ 今期の本会の進め方について

7 その他

今後の日程 8月8日(木) 13時半～16時(予定) 区役所中棟4階第4会議室

<配布資料>

- 資料1 第7期地域自立支援協議会委員名簿
- 資料2 杉並区地域自立支援協議会設置要綱
- 資料3 杉並区地域自立支援協議会について
- 資料4 第6期地域自立支援協議会(平成29～30年度)での取り組み状況と課題
- 資料5 これまでのシンポジウム
- 資料6 地域自立支援協議会の論議のまとめ  
『ライフステージを軸とした相談支援、関連制度・サービス等の課題整理』
- 資料7 本会・各部会のスケジュール
- 資料8 平成30年度第4回地域自立支援協議会記録

## 第7期(H31.4～R3.3) 杉並区地域自立支援協議会委員名簿

NO.		委員氏名	団体名等	備考
1	継続	高山 由美子	ルーテル学院大学	学識経験者
2	新規	奴田原 直裕	こもれびカウンセリングルーム	
3	継続	能勢 豊	ピア相談員(すまいる高井戸)	障害当事者
4	新規	木村 晃子	パーソルサンクス(株)	
5	新規	小野寺 肇	都立中野特別支援学校(高等部)	教育関係者
6	継続	島田 裕次郎	都立永福学園肢体不自由教育(高等部)	教育関係者
7	継続	平 由美	杉並区社会福祉協議会	権利擁護関係者
8	継続	川口 理恵子	杉並区障害者雇用支援事業団	就労支援関係者
9	新規	吉本 光希	社会福祉法人同愛会 東京事業本部(杉並地域)	
10	新規	中元 直樹	精神障害者地域生活支援すぎなみ会議(グループホームネスト)	サービス事業所
11	新規	白瀧 則男	社会福祉法人いたるセンター(グループホーム)	
12	継続	相田 里香	ケアマネ協議会	高齢分野
13	新規	井上 歩	地域包括支援センター(ケア24松ノ木)	
14	調整中	継 仁	杉並区医師会	保健医療関係者
15	継続	寺西 宏晃	すまいる荻窪	
16	新規	石井 真由美	すまいる高円寺	相談支援事業所(すまいる)
17	継続	春山 陽子	すまいる高井戸	
18	継続	下田 一紀	すぎなみ相談支援連絡会(杉並障害者自立生活支援センターすだち)	特定相談支援事業所
19	継続	修理 美加沙	すぎなみ相談支援連絡会(やどり木)	
20	新規	早野 節子	すぎなみ相談支援連絡会(相談支援事業所かすみ草)	
21	新規	小佐野 啓	あおばケアセンター	一般相談支援事業所
22	継続	永田 直子	障害者団体連合会	家族
23	新規	荒井 重子	障害者団体連合会	

NO.		幹事氏名	役職
1	継続	河合 義人	保健福祉部障害者施策課長
2	継続	諸角 純子	保健福祉部障害者生活支援課長
3	継続	岡本 幸子	保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長

NO.		事務局氏名	所属
1	継続	池田 恵子	障害者施策課地域ネットワーク推進係長
2	継続	目黒 紀美子	障害者施策課障害者保健担当係長
3	継続	佐々木 夏枝	障害者施策課地域ネットワーク推進担当係長
4	継続	岸 義久	障害者生活支援課就労支援担当係長
5	継続	藤代 陽子	高齢者在宅支援課地域包括ケア推進係長
6	継続	田邊 信広	障害者施策課地域ネットワーク推進係主査
7	継続	星野 健	障害者施策課地域ネットワーク推進係

## 杉並区地域自立支援協議会運営要綱

〔平成19年3月29日〕  
〔杉並第88517号〕

改正 平成23年6月20日杉並第16188号  
平成25年3月26日杉並第66476号  
平成25年5月31日杉並第12512号  
平成26年3月24日杉並第66342号

### （趣旨）

第1条 この要綱は、杉並区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

### （目的）

第2条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項の規定に基づく協議会として、障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進するため、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- （1） 相談支援事業の運営に関すること。
- （2） 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- （3） 障害者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議（以下「個別支援会議」という。）の促進に関すること。
- （4） その他障害者福祉の増進に必要なこと。

### （構成）

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 保健医療関係者 1人
- （2） 教育関係者 3人以内
- （3） 就労支援関係者 1人
- （4） 権利擁護関係者 1人
- （5） 障害当事者 3人以内
- （6） 学識経験者 1人
- （7） サービス事業者 4人以内
- （8） 相談支援事業所 6人以内
- （9） その他保健福祉部長が必要と認める者

### （運営）

第4条 協議会は、保健福祉部長が開催するものとする。

- 2 協議会の進行は、懇談内容ごとに適した者を選出する。

3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（部会の開催）

第5条 保健福祉部長は、第2条各号に定める事項のうち、より具体的な意見交換を行う必要があると認めるときは、部会を開催することができる。

2 部会は、保健福祉部長が指名する者をもって構成する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、公開とする。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成23年6月20日杉並第16188号）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月26日杉並第66476号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日杉並第12512号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月24日杉並第66342号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

# 杉並区地域自立支援協議会について



# <法的根拠など>

障発0328第8号 平成25年3月28日  
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営要綱

## 第1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関である。

## 第2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定

### 1 協議会の設置

- (1) 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない。(第89条の3第1項)
- (2) 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(同条第2項)

### 2 市町村障害福祉計画

市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(第88条第8項)

### 3 都道府県障害福祉計画

(省略)

## 第3 市町村が設置する協議会（市町村協議会）

### 1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

### 2 設置方法

市町村協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができる。

### 3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

（例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

## 4 主な機能

- 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- 専門部会等の設置、運営 等

## <協議会の主な役割>

- 相談支援体制について、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、課題を共有し、関係機関の連携の緊密化をはかる役割が「協議会」である
- 障害福祉計画の推進状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行う
- 障害者虐待防止において、その体制を整備し、関係機関でネットワークを構築、強化を図る

# <地域自立支援協議会の機能>

## 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

## 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方の対する協議、調整

## 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善

## 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

## 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する

## 評価機能

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価、サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業者の評価、市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

杉並区地域自立支援協議会設置要綱 平成19年3月29日杉並第88517号  
改正 平成26年3月24日杉並第66342号

第2条 障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進するため、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする

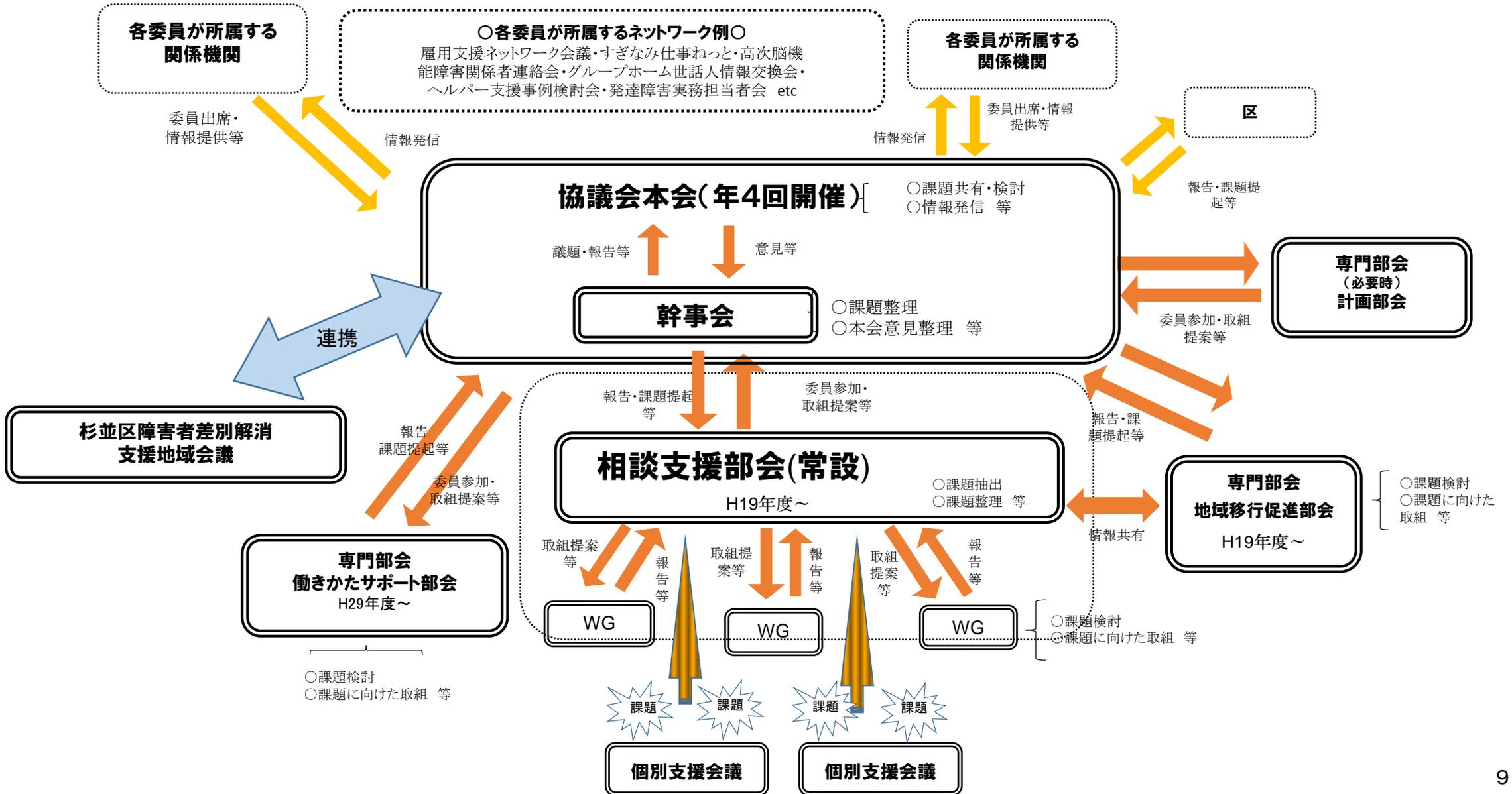
第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する

- (1)保健医療関係者1人
- (2)教育関係者3人以内
- (3)就労関係者1人
- (4)権利擁護関係者1人
- (5)障害当事者3人以内
- (6)学識経験者1人
- (7)サービス事業者4人以内
- (8)相談支援事業所6人以内

第6条 協議会は公開とする

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課において処理する

# <協議会の体制>



# <本会の取り組み>

## 第1期

(平成19,20年度)

- ・保健福祉計画改定に向けて、専門部会の報告と検討
- ・「あってよかった自立支援協議会にするためには」

## 第2期

(平成21,22年度)

- ・相談支援体制の整備、福祉と教育の連携、成年後見制度との連携など課題
- ・部会活動を通して、自立支援の課題が明らかに

## 第3期

(平成23,24年度)

- ・地域における課題(虐待防止、新しい相談支援体制について、教育と福祉の連携について)
- ・第三期障害福祉計画策定に当たり、議論した課題をまとめる

## 第4期

(平成25,26年度)

- ・障害者の就労支援における現状と課題
- ・障害福祉計画の進捗状況把握と検討、助言

## 第5期

(平成27,28年度)

- ・安心して暮らし続けられる地域づくり
- ・差別解消支援地域会議の設置

## 第6期

(平成29,30年度)

- ・障害福祉計画への意見反映強化
- ・高齢分野との連携強化
- ・働きサポート部会の新設

## <第6期の取り組みについて>

### ①障害福祉計画への意見反映強化

→計画部会への本会委員参加・計画策定スケジュールに合わせた本会開催。

### ②高齢分野との連携

→障害者の高齢化の問題が課題として挙がってくる中、第6期前期より地域包括ケアセンター、ケアマネージャー協議会へ委員の参加を依頼。また、後期からは事務局にも高齢分野の保健師が入ることに。

### ③シンポジウムの継続開催

→地域へ協議会の周知や情報発信を引き続き行った。

### ④差別解消支援地域会議の運営方法の変更

→区から目指す方向性等が示せず運営について課題があったが、第6期からは、会議の議題や進行については可能な限り協議会の幹事会で検討する等運営の見直しを行った。

# <地域自立支援協議会シンポジウム>

平成23年度

- ・講演「障害者総合福祉法の動向と今後の障害者福祉の展望」
- ・地域における自立生活（暮らし）を考えるPD

平成24年度

- ・講演「新しい相談支援の仕組みと自立支援協議会」
- ・地域における自立生活（暮らし）を考えるPD

平成25年度

- ・講演「医療的ケアの変遷と今後の展望」
- ・医療的ケアを受けながら地域で生活する方たちによるPD

平成26年度

- ・講演「障害者権利条約と合理的配慮」
- ・働く障害のある方たちによるPD

平成27年度

- ・障害のある方たちによる自立生活を紹介するPD

平成28年度

- ・障害者に対する差別・合理的配慮をテーマに障害当事者によるPD

平成29年度

- ・地域移行をテーマに知的・精神障害の方たちによるPD

平成30年度

- ・地域で働き地域で暮らすをテーマに身体・知的障害の方たちによるPD

# 幹事会 について

## <経緯>

部会より挙げた議論が本会でどう議論され、施策に反映されているのか否か見えにくいとの意見があったことから、以下の目的でH 25より幹事会を設置

## <役割>

本会での議論の振り返りを行い、議論された内容や各委員からの意見等の整理を行う

➡解決に向けた検討を部会に依頼するか、区に提言する内容か否か整理し本会に諮る 等

## <構成委員>

- ・会長
- ・各部会長、副部会長
- ・各すまいるセンター長
- ・事務局

# 相談支援部会（常設部会）

## <目的>

- ①相談支援を通じて、地域の課題を抽出し、課題を検討したり、課題解決に向けた取組みを行う。
- ②課題を解決するための地域のネットワークの構築を進める。
- ③相談支援従事者の技量アップにつなげる。

## <構成委員> 18名（予定）

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ①障害当事者 3名           | ⑨児童発達相談 1名    |
| ②特定相談支援事業所 5所       | ⑩こども発達センター 1名 |
| ③委託相談支援事業所（すまいる） 3所 |               |
| ④就労関係 1名            |               |
| ⑤福祉事務所 障害担当 1名      |               |
| ⑥保健センター 保健師 1名      |               |
| ⑦障害者生活支援課 1名        |               |
| ⑧特別支援学校コーディネーター 1名  |               |

# 地域移行促進部会（専門部会）

## <目的>

- ①地域移行を進めるために、地域での課題を整理し解決方法を考える
- ②地域移行支援、地域定着支援（個別給付事業）の対象者のイメージづくり  
※知的の入所施設からの地域移行の取組については、相談支援部会の中で順次取り上げていくこととし、第7期からは、精神（長期入院）に特化して進めることに。

## <構成委員> 14名（予定）

- ①指定特定・一般相談支援事業所 3所
- ②委託相談支援事業所（すまいる） 1所
- ③サービス提供事業所（通所施設、グループホーム） 3名
- ④訪問看護ステーション 1名
- ⑤保健所・保健センター保健師 2名
- ⑥障害当事者 1名
- ⑦精神科病院ケースワーカー 2名
- ⑧東京都中部精神保健福祉センター職員 1名

## 働きかたサポート部会(専門部会)

### <目的>

- ①その人らしい暮らしの中で、多様な働きかたができる地域づくりを推進する
- ②杉並区の就労に関する課題を整理し、解決につなげるためのネットワークづくりを行う

### <構成委員>      現在調整中

# 計画部会（専門部会）

## <目的>

- ①障害者総合支援法の規定により、障害者計画等の策定にあたっては、地域自立支援協議会の意見を聞くこととされていることから、同協議会のもとに計画部会を設置し、意見を聴衆し計画に反映させる。
- ②障害者計画等策定後に、同計画の進捗状況などを確認していくこと。

## <構成委員>

現在調整中

# 第6期地域自立支援協議会(平成29～30年度)での取り組み状況と課題

## 第5期から繰り越した課題

### 自立支援協議会の運営

⇒ 自立支援協議会に求められる役割の変化・増加に対する対応

⇒ 差別解消支援地域会議を協議会としてどう運営していくか

### 地域における課題等

⇒ 権利擁護の課題

⇒ 様々な分野(医療・教育・福祉等)と幅広い支援ネットワークづくり

⇒ ライフステージに応じた継ぎ目のない支援の在り方

⇒ 家族支援の課題

⇒ 福祉人材の確保・定着への対応

⇒ 福祉人材の質の確保・向上に関する課題

など

等

## 協議会・部会で第6期論議・確認したこと

### 自立支援協議会の運営

⇒ ○高齢分野との連携 → 障害者の高齢化の問題が課題として挙がってくる中、高齢分野との連携の強化が必要との考えから、第6期前期より地域包括ケアセンター、ケアマネージャー協議会へ委員の参加を依頼。

⇒ また、後期からは事務局にも高齢分野の保健師に入ってもらった。

⇒ ○第5期障害福祉計画策定への参画 → 専門部会として計画部会を立ち上げ、第5期障害福祉計画策定において意見を計画に反映した。

⇒ また、今後も計画の進捗状況を確認するという目的で年1回～2回計画部会を開催する予定。

⇒ ○シンポジウムの継続開催 → 平成29・30年度も継続してシンポジウムを実施し、地域へ協議会の周知や情報発信を引き続き行った。

⇒ ○障害者差別解消支援地域会議の設置 → 平成28年度に自立支援協議会のもとに設置したが、区より目指す方向性等が示せず運営について課題が多々あった。会議のあり方については本会や幹事会より事務局に意見を上げた。第6期は、会議の議題や進行については可能な限り幹事会で検討する等運営の見直しを行った。

### 地域における課題等

#### 【本会】

⇒ ○第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定に関して、改めて本会でこれまで挙げた課題を整理し、また新たな課題についても精査し、課題解決に向けた取組が計画に反映されるよう働きかけた。

⇒ 具体的には、地域生活支援拠点の整備について・福祉人材の確保、育成、定着について・多様な住まいなどについて意見が反映された。

⇒ また、計画の根幹をなす理念についても本人主体という視点を盛り込んだ。

⇒ ○地域における課題が相談支援部会より本会に挙がるのが少なくなったこともあり、今後どういった論点で本会の議論を進めていくかを第6期の前期が終わる際に、整理し共有した。

⇒ ○相談支援部会の各グループの取り組み、課題の共有 ○地域移行促進部会の取り組み、課題の共有

⇒ ○地域生活支援拠点等の整備について検討(検討チームを設けて、コーディネーター機能や福祉人材の育成等について検討を進めた)

#### 【相談支援部会】

⇒ ○第5期も5つのグループに分かれて検討を行った。Aグループ：多職種連携 Bグループ：重心児 Cグループ：高齢者

⇒ Dグループ：移動・外出 Eグループ：児童期

⇒ テーマごとに議論が深まっており、高齢グループについては相談支援部会のグループとして行える検討に限界が見えてきており、部会化が必要ではないかとの意見もでている。

⇒ ○相談支援部会の活動をより発展させるために、以下の目的で各グループのリーダーが定期的に集まる場(リーダー会)を設けた。

⇒ ①各グループの進捗状況の共有 ②相談支援体制の在り方についての検討 ③上記テーマ以外の課題の抽出。

⇒ 平成30年度は相談支援体制の在り方の検討を深めるため、他地域の基幹相談支援センターの視察を行った。

#### 【地域移行促進部会】

⇒ ○第5期はより積極的かつ具体的な検討を進める目的で精神グループと知的グループに分かれて検討を行った。

⇒ 精神G：地域移行をより積極的に進める方策について検討。課題の1つである対象者の掘り起こしについて、杉並区民が多く入院して

いる

## 今後検討の必要がある課題

### 自立支援協議会の運営

⇒ ○本会に求められる役割が増える中、各委員がそれぞれのフィールドから意見が述べられ、かつ議論の内容を持ち帰ってもらえるような協議会になるよう、本会の運営については検討が必要。

### 地域における課題等

⇒ ●これまでの本会の議論の中で確認されている課題

- ⇒ 権利擁護の課題
- ⇒ ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う上での課題
- ⇒ 家族支援の課題

↓ ↓ ↓ ↓

### 課題抽出や議論には至っていない

⇒ ●各部会の取組みから見えてきた課題

- ⇒ 医療的ケア児(者)が地域生活を送る上での課題
- ⇒ 福祉人材の質の確保・向上
- ⇒ 福祉人材の確保・定着への対応
- ⇒ 高齢化から派生する様々な課題

↓ ↓ ↓ ↓

### 部会で議論はされているが、課題解決までには至っていない

⇒ ★第7期自立支援協議会に向けて

↓ ↓ ↓ ↓

⇒ 課題解決に向けた議論のテーマを1つ設定し2年かけて検討し形にしていく!!

病院38カ所にアンケートを送付し、返信のあった28カ所の病院にチームで訪問した。結果、これまでつながりのなかった病院から地域移行の相談が入るようになってきた。また、入院されている方の実態も把握することができた。→第7期は病院訪問から見えてくる課題を精査し、解決に向けた検討を行うことと継続して病院訪問できる方策について検討していくことを確認、共有した。

**知的G：**知的障害者の地域移行・定着について議論を深めた。知的障害者の地域移行を進める上では、ハード面ソフト面両方の整備が欠かせないこと。まずは安心して暮らせる地域づくりが最優先であることを委員全員で確認共有した。地域づくり、地域の体制整備の課題は、地域移行だけの問題ではないことや相談支援部会でも議論を深める課題であることから、知的グループでの議論は相談支援部会に引継ぎ、知的グループとしての活動は一旦休止することを確認した。

**【働きかたサポート部会】**

○第5期に部会化することを確認し、第6期前半は準備会を立ち上げ部会化に向けた準備を進め、後半より部会化した。

「その人らしい暮らしの中で多様な働きかたができる地域づくりの推進」「区の就労に関する課題を整理し解決につなげるためのネットワークづくり」を目的に検討を行った。当事者主体の有益な議論を進めるには、どのような委員構成で、どういった議論を進めていくかなどについて検討中。

**【計画部会】**

○第5期障害福祉計画策定に伴い、H29年度に自立支援協議会の委員と障害者福祉推進連絡協議会の委員から構成された計画部会を立ち上げた。部会で議論した内容は本会に報告し、更に議論してもらい上記【本会】の欄に記載のように理念や意見を計画に反映させた。

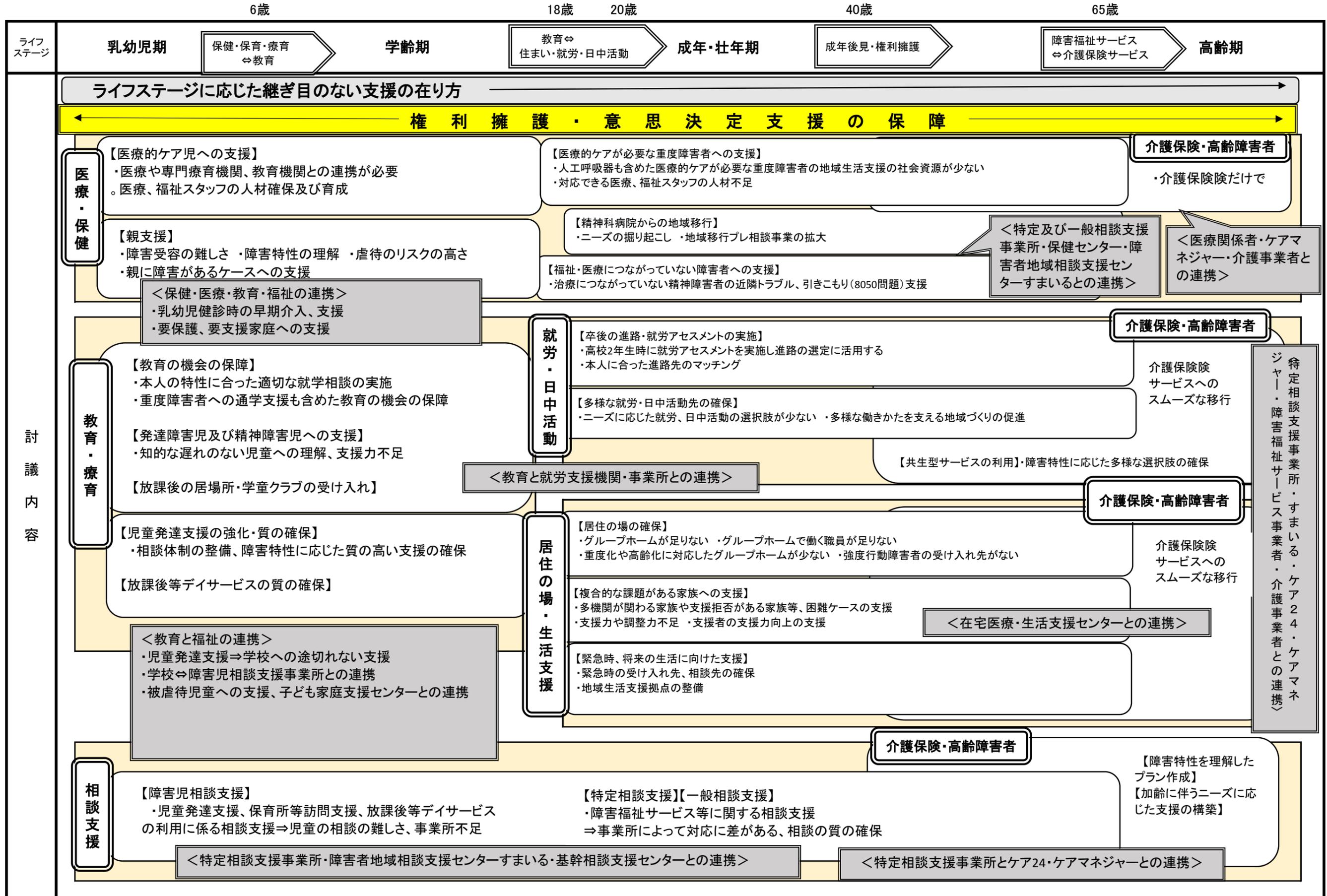
H30年度は計画の進捗の確認と今後の部会の進め方を議論するため1回開催。今後も計画改定の年でなくても、計画の進捗状況を確認するため部会を開催することとした。

## ◆シンポジウムでの取り組み

地域自立支援協議会の役割を広く地域に発信し、区民と共に障害者福祉を考えることを目的に、平成23年度から毎年実施している。主な内容・テーマについては下記のとおり。

	きちようこうえん 基調講演等	ばねるでいすかつしよん パネルディスカッション
平成 23 年度	しょうがいしゃそうごうふくしほう どうこう こんご <b>障害者総合福祉法の動向と今後の 障害者福祉の展望</b> 明治学院大学教授 茨木尚子 氏	ちいき しょうがいしゃ くらし かんが <b>「地域における障害者の自立生活を考える」</b> 地域で生活する精神障害の当事者とその支援者、グループホームで生活する知的障害の当事者とその支援者に登壇してもらった。
平成 24 年度	あたらしいそうだんしえん し く み じりつしえんきょうぎかい <b>新しい相談支援の仕組みと自立支援協議会</b> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課地域移行・障害児支援室 相談支援専門官 遅塚 昭彦 氏	ちいき しょうがいしゃ くらし かんが <b>「地域における障害者の自立生活を考える」</b> 地域で生活する身体障害の当事者の方と支援者に登壇してもらった。
平成 25 年度	いりょうてきけ あ へんせん こんご てんぼう じゆうどししょうがいしゃ <b>医療的ケアの変遷と今後の展望～重度障害者 の地域生活をささえていくために</b> 特定非営利活動法人地域ケアサポート研究所 理事長 飯野 順子 氏	いりょうてきき ぽーと ひつよう しょうがいしゃ ちいきせいかつ かんが <b>「医療的サポートが必要な障害者の地域生活を考える」</b> 地域で生活する、医療的ケアが必要な障害当事者とその支援者に登壇してもらった。フロアからも意見をいただいた。
平成 26 年度	しょうがいしゃけんりじょうやく ごうりてきはいりよ <b>「障害者権利条約と合理的配慮」</b> D P I (障害者インターナショナル) 日本会議事務局長 佐藤 聡 氏	ちいき しょうがいしゃ しゅうらう くらし かんが <b>「地域における障害者の就労と自立生活について考える」</b> 地域で生活しながら就労をしている知的、精神障害に当事者の方とその支援者に登壇してもらった。フロアからも意見をいただいた。
平成 27 年度	きちようこうえん じっし <b>基調講演は実施しなかった</b>	ちいき しょうがいしゃ くらし かんが <b>「地域における障害者の自立生活を考える」</b> 知的障害、高次脳機能障害の当事者とその支援者に登壇していただき、日々の暮らしと当事者活動への参加について話しをしてもらった。
平成 28 年度	しょうがいしゃさべつかいしょうぼう しこう <b>「障害者差別解消法」が施行されたことの意味 ～障がい者の権利を実現するというこ と～</b> ルーテル学院大学総合人間学部 教授 高山 由美子 氏	ちいき しょうがいしゃ くらし かんが <b>「地域における障害者の自立生活を考える」</b> 身体障害、知的障害、精神障害の当事者とその支援者に登壇していただき、 <u>障害者に対する差別・合理的配慮を</u> <u>テーマ</u> に、日々の暮らしや当事者活動の中で感じるこ とについて話しをしてもらった。
平成 29 年度	<b>杉並区地域自立支援協議会 ～10年の歩みとこれから～</b> ルーテル学院大学総合人間学部 教授 高山 由美子 氏	ちいき しょうがいしゃ くらし かんが <b>「地域における障害者の自立生活を考える」</b> 精神障害、知的障害の当事者とその支援者に登壇して いただき、 <u>障害者の地域移行をテーマ</u> に、日々の暮らしや 当事者活動の中で感じるこ とについて話しをしてもら った。
平成 30 年度	すぎなみくちいきじりつしえんきょうぎかい とりくみほうこくとう <b>杉並区地域自立支援協議会の取り組み報告等</b> ルーテル学院大学総合人間学部 教授 高山 由美子 氏 他	ちいき しょうがいしゃ くらし かんが <b>「地域における障害者の自立生活を考える」</b> 身体障害、知的障害の当事者とその支援者に登壇して いただき、 <u>地域で働き、地域で暮らすをテーマ</u> に日々の暮 らしや就労している中で感じるこ とについて話しをして もらった。

＜杉並区地域自立支援協議会の論議のまとめ＞ 『ライフステージを軸とした相談支援、関連制度・サービス等の課題整理』





<b>会議名称</b>	平成30年度 第4回杉並区地域自立支援協議会 記録
<b>日時</b>	平成31年3月7日(木) 13:30～16:00
<b>場所</b>	区役所西棟6階第5・6会議室
<p>&lt;出席委員&gt;          高山由美子委員(会長)、春山陽子委員(副会長)、田中崇委員、能勢豊委員、島田祐次郎委員、平由美委員、川口理恵子委員、小佐野委員(田中直樹委員代理出席)、鈴木正道委員、相田里香委員、阪東智子委員、継仁委員、寺西宏晃委員、島田有三委員、修理美加沙委員、下田一紀委員、細貝長武委員、永田直子委員、田中澄子委員、</p> <p>&lt;欠席委員&gt;          金子めぐみ委員、田中雅子委員、渡邊英夫委員</p> <p>&lt;傍聴&gt;          3名</p> <p>&lt;出席幹事&gt;          保健福祉部障害者施策課長：河合義人、障害者生活支援課長：諸角純子          杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長：岡本幸子</p> <p>&lt;事務局&gt;          障害者施策課：目黒紀美子、池田恵子、佐々木夏枝、星野健、田邊信広(記録)          障害者生活支援課：岸義久          高齢者在宅支援課：藤代陽子</p>	
<p><b>【次第】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会長挨拶</li> <li>3 報告             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) シンポジウム実行委員会より</li> <li>(2) 幹事会の報告</li> <li>(3) 地域生活支援拠点等検討チーム報告</li> <li>(4) 差別解消支援地域会議の報告</li> </ol> </li> <li>4 検討             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援部会より</li> <li>(2) 働きかたサポート部会より</li> <li>(3) 障害者虐待について</li> </ol> </li> <li>5 今期(6期)のまとめ</li> <li>6 閉会</li> </ol>	

【配布資料】

- 資料1：第8回シンポジウムアンケート結果
- 資料2：幹事会での検討
- 資料3：地域生活支援拠点等検討チーム報告
- 資料4-1から4-4 差別解消支援地域会議報告
- 資料5：相談支援部会活動報告（当日配布）
- 資料6：就労アセスメント実施報告（当日配布）
- 資料7：働きかたサポート部会活動報告
- 資料8：障害者虐待防止に関する区の実施状況について
- 資料9：第6期地域自立支援協議会の取り組み状況と課題。

【内容】

1 開会

<略>

2 会長挨拶

<略>

3 報告

(1) シンポジウム実行委員会より

- ・資料1に基づき事務局から説明。

(能勢委員)

・関係者が7割以上で、生の声は良かったとの声が聴けてよかったが、今度は一般の人に広く当事者の声を聞いてもらいたい。

(川口委員)

・今回初めてコーディネーターを行ったが、企画段階から伝えたいことがたくさんあり精査するのが難しかった。当事者パネリストのお二人も「楽しかった」との意見を頂き、充実した内容となったと思う。

(2) 幹事会の報告

- ・資料2に基づき事務局から説明。

(3) 地域生活支援拠点等検討チーム報告

- ・資料3に基づき事務局から説明。

(修理委員)

・人材確保については、厳しい状況が続いている。今あるネットワークも活用して取り組んでいけると良い。地域生活拠点の検討メンバー以外の声も含めて整備が進むと良い。

➡先日、杉並区にあるサービス提供事業所に支援センターすだちの佐藤さんから声をかけてもらい集まってもらい意見を頂いた。その意見を受け、今後の進め方を検討していく。

(鈴木委員)

・今後、入所施設が無くなる方向だとすると、24時間体制の確保を別の形で保障する必要がある。例えば、コールセンター的なものか。保険のように安心を支えるものが必要。

(高山会長)

- ・議論の成果を是非形にして頂きたい。

➡来年度の夏ごろには実施できる予定で考えている（事務局）

#### （4）差別解消支援地域会議の報告

・資料4に基づき事務局から説明

（寺西委員）

・今年度は、インクルーシブ教育の講座の一環としてゲストとして参加できた。福祉と教育には壁があると言われているが、今後も少しずつ連携を深めていきたい。中学生など年齢的に若いうちにインクルージョンの必要性等について伝えられたのはよかった。

・差別解消支援地域会議が協議会から離れるとのことだが、具体的なイメージはあるのか？

➡障害者福祉推進連絡協議会と連動していくイメージで考えている。両方の会議をうまく活用できないか考えている。共生型のことを考えている課も巻き込んでいきたい（事務局）

（能勢委員）

・インクルーシブ教育の講座への参加は、中学生に直接理解を促すことができ、とても意味のあるものだった。継続して実施してもらいたい。

（春山委員）

・地域普及部会に参加している。今後は、メンバーに地域住民をいれて議論を拡げていく必要があると感じている。行政においても障害以外の担当部署も巻き込んでいく必要がある。次年度は草の根的に活動を進めていく。今後は報告をホームページに載せられるとよい。

（高山委員長）

引き続き、協議会で差別解消地域支援会議の報告をお願いしたい。協議会からの意見も差別解消地域支援会議に伝えてほしい。

## 4 検 討

### （1）相談支援部会より

資料5を基に、下田委員、島田委員、細貝委員、寺西委員から報告。

・人工呼吸器の医療的ケアの必要な方の行き場がないということが、相談支援部会で議論されている。関係委員より、人工呼吸器の医療的ケアのある方の学校での状況、この件に関してご家族からのご意見を聴かせて頂きたい。

（島田委員）

・杉の実が3月末で閉所するとの話が学校にも伝わっており、学校でも親の動揺が広がっている。現在、杉並区民では、中等部に在籍者がいるが、卒後の行き先が確保されるようお願いしたい。

・区立施設の施設案内の中で、医療的ケアの受入については、人工呼吸器は除くと何かの規定に記載されていると聞いている。今後も卒業生が出てくると考えられ、区として受入を検討してもらいたいと思っている。

➡杉の実閉鎖の件は、喫緊の課題として区で対応方法を調整している。規定については、民間法人に施設運営をお願いした時に事業者選定のプロセスでプロポーザルをかけた時に条件として盛り込んだもの。人工呼吸器を区の施設で受け入れないということではない。また、杉の実の閉鎖の対応としては、平成31年4月～暫定的な処置を講じる予定。1年かけて検討し、再来年度より本格的な受け入れをできるようにもっていきたい。民間事業所と公立事業所の役割分担等も整理していく予定である（諸角幹事）

・民間が受けて、公立では受けないということがあるのか？

➡条件を整理する必要がある。セーフティネットの位置づけも確認が必要。民間で受けることができない方を公立施設で受けていく（諸角幹事）

●資料5 来年度の相談支援部会の体制について資料5を基に説明。

・相談支援部会のメンバーについては、今後、事務局と相談し考えていく。検討しやすい人数に絞っていかねばと考えている。その中で、相談支援体制の検討や事例検討をしていきたいと考えている。当事者の視点が弱いとの話があるので、当事者・家族も交えながら会を進めていきたい。

（能勢委員）

・親が高齢で、介護が大変だが、特に手続きや財産の管理などわからないことが多い。障害者が高齢の親を介護する時に、成年後見制度や金銭管理などを気軽に相談できるところがあるといいと思う。

（小佐野委員）

地域移行促進部会でも議論が出されたが、このところ人材不足が顕著で、事業の存続が危機的になっているという話を良く聞く。このままでは5～10年後には、支援従事者もかなり減ってきていると思われる。

➡質の維持ではなく、事業運営の維持も難しくなっており、課題解決は急務（下田委員）

（高山委員長）

・相談支援連絡会は任意の組織の形となるが、自立支援協議会の組織として要綱等で規定する事は問題ないのか？

➡もう少し整理する必要がある。必要があれば、要綱を改定することはできる。

（2）働きかたサポート部会より

・就労アセスメント報告について、資料6を基に事務局から説明。

・働きかたサポート部会の活動報告について、資料7を基に川口委員から報告。

（田中委員）

・就労については、なかなかうまく就労が継続できない例を聞くことがない。うまくいかない時に何が必要なのか。どのような経緯をたどるのか。うまくいかなかったときの対処方法が分かれば、それを明らかにし、挑戦できる人が増えてくるとよい。

➡就労してうまくいかない人はたくさんいる。それらの情報については確かに共有できればと思う。参考にさせて頂く（川口委員）

（下田委員）

・アセスメントについては、利用者にとっては早めに課題が分かったり、福祉サービスのイメージを持ったり、メリットがあったのではないかと。相談としては、契約期間が3か月と限定されていたため、関わりが限定的で関係が持ちづらかった。今後改善して頂けるとありがたい。

・多様な働き方という視点はとてもよいと思う。全員が障害者雇用のルートにのらなくても良いと思う。海外だと3カ月定着すると成功とみられるとも聞いており、短いスパンで転職を繰り返す働き方もあるかもしれない。今後、働き方の多様性の議論が進み、社会に理解者が増えるような話が展開されるとよいと思う。

（川口委員）

・委員の構成について、ご意見頂けるとありがたい。

➡当事者委員をもっと増やしてもよいと思う。生活支援と就労支援の連続性の課題についてよく議論となるが、当事者委員は意見を多く持っている。委員の半分程度を当事者委員としてもいいくらいではないか。町会等地域にアクションを起こせるようになると、面白い展開になるのではないかと（春山委員）

➡区内だけではなく、例えばしごと財団のジョブコーチに委員をお願いする等、区外の視点を入れることで議論が広がるのではないかと（事務局：目黒）

<<<10分休憩>>>

（3）障害者虐待について

・資料8に基づき、事務局から報告。

（修理委員）

・研修に参加したが、施設での対応の厳しさを目の当たりにした。人材不足で本当にギリギリのラインで業務をしていることが分かった。このような確認作業は重ねていくことが必要なので、虐待防止の研修を事業所毎、地域毎にしていくのもいいのではないかと思った。

（小佐野委員）

・人材育成の視点でいうと、支援者側のやりがいの部分を提示するような研修が少ないという印象がある。業務で忙殺される日々を過ごす中で、やる気をあげていく研修があるといいと思う。

（事務局：目黒）

・虐待の現場で話を聞くと、上に立つ人間が、何をいっても対応してくれないという話も聞く。第一線の現場職員だけでなく、中堅の職員やリーダーにも研修が必要。上層部が課題を的確に認識し、組織を組み立てているところは、大きな事故は起こりにくいと思う。

（高山委員長）

・数字を見ると、グレーゾーンの数が多。グレーゾーンとはいえ、適切な支援ではないというのは確かである。このような事例を虐待にしまわれないようにすることが大切である。虐待防止法ができ、どの自治体も研修をするようになった。その中でよく聞かれるのは、この例は、虐待なのかそうでないのかということ。裏を返せば、これは「虐待ではない」といつてもらいたいと聞こえる。支援が「虐待」でなければ、それでよいというものではない。横のネットワーク、法人を超えての支援の質を支えられる研修ができるといい。

（能勢委員）

・グレーゾーンについては、日頃、当事者とコミュニケーションをとっていれば、誤解から虐待などに繋がることにはならないのではないかと。

5 今期（6期）のまとめ

・資料9に基づいて、事務局から報告。

・来期、本会で一つのテーマを設定して議論していきたい。

（田中委員）

・2年間参加したが、8割が報告で、2割が議論になってしまっている。先ほど、事務局が話していたとおり、本会でもテーマを絞って議論していったほうがいいのではないかと。

閉会

以上